

【福島県工事検査実施要綱】新旧対照

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(検査の立会い) 第9条 検査員は、監督員及び受注者の立会い <u>(Web会議システム等による遠隔地からの立会を含む)</u> の上、前条に掲げる検査を実施するものとする。</p> | <p>(検査の立会い) 第9条 検査員は、監督員及び受注者の立会い _____ の上、前条に掲げる検査を実施するものとする。</p> |
| <p>(検査結果の通知) 第10条 検査員は、検査を終了したときは、遅滞なく工事等検査調書(規則第273条第3項に規定する様式 _____) <u>又は中間検査調書(中間検査実施要領で規定する様式)</u> により、<u>検査の結果を監督員を経由して契約権者</u> _____ に通知しなければならない。</p> | <p>(検査結果の通知) 第10条 検査員は、検査を終了したときは、遅滞なく工事等検査調書(規則第273条第3項に規定する様式とする。) _____ により、 _____ 当該公所長に通知しなければならない。</p> |
| <p>(検査で不適合の場合の処理) 第11条 検査員は、 _____ 工事請負契約書、契約約款及び設計図書 <u>等に適合しない工事と判断した場合</u> _____ (以下これらを「不適合工事」という。) <u>は</u> _____、<u>不適合箇所調書(不適合工事の処理要領で規定する様式)により契約権者に通知</u> <u>しなければならない</u> _____。</p> | <p>(検査で不適合の場合の処理) 第11条 検査員は、<u>軽微な手直しの場合を除き、第3条に定める工事検査のうち、中間検査以外の検査において工事請負契約書、契約約款及び設計図書に適合しない _____ 場合(未竣工の工事又は出来形・品質に不適合がある工事(以下これらを「不適合工事」という。))</u> _____ について _____ 必要な処理を行うものとする。</p> |
| <p><u>2 契約権者は、不適合箇所調書に記載された内容について処理し、再度検査請求し、検査を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 _____ 不適合工事の処理に関する必要な事項は、不適合工事の処理要領に定めるものとする。</u></p> | <p>_____ <u>なお、不適合工事の処理に関する必要な事項は、 _____ 別に定めるものとする。</u></p> |
| <p>(受託工事の検査) 第14条 受託工事の検査に関しては、第6条中「出納局長に」とあるのは「契約権者を代理して出納局長に」 _____ とする。</p> | <p>(受託工事の検査) 第14条 受託工事の検査に関しては、第6条中「出納局長に」とあるのは「契約権者を代理して出納局長に」と、第10条中「当該公所長に」とあるのは「<u>当該公所長を経由して契約権者に</u>」とする。</p> |

【福島県工事検査実施要綱】新旧対照

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(読替規定)</p> <p>第16条 農林水産部又は土木部の本庁機関において契約を締結し、公所長に工事監督の委任を行っていない場合の検査の実施に関しては、第4条、第6条、第7条第1項及び<u>第7条の2第1項</u> 中「公所長」又は「当該公所長」とあるのは、農林水産部の所管に属する請負工事にあつては「農林水産部長」とし、土木部の所管に属する請負工事にあつては「土木部長」とする。また、第7条第2項、<u>第7条の2第2項</u>及び第15条中「公所長」とあるのは、「課長」とする。</p> <hr/> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 6年4月1日から施行する。</u></p> | <p>(読替規定)</p> <p>第16条 農林水産部又は土木部の本庁機関において契約を締結し、公所長に工事監督の委任を行っていない場合の検査の実施に関しては、第4条、第6条、第7条第1項及び <u>第10条</u>中「公所長」又は「当該公所長」とあるのは、農林水産部の所管に属する請負工事にあつては「農林水産部長」とし、土木部の所管に属する請負工事にあつては「土木部長」とする。また、第7条第2項 _____ 及び第15条中「公所長」とあるのは、「課長」とする。</p> <p><u>2 前項の読替規定は、第14条においても適用する。</u></p> <hr/> <hr/> |